

## 江戸時代末までの賀茂別雷神社領備前国仁堀荘

—「戦国期荘園」のゆくえ—

辰 田 芳 雄

はじめに

備前国赤坂郡仁堀荘は、鎌倉時代に賀茂別雷神社（上賀茂神社）領となった御神楽料所である。その地は、現在の岡山県赤磐市仁堀西地区にあり、賀茂別雷神社の神が勧請された鴨神社（江戸時代には賀茂神社と表記されていた）も現存する（図1）。

仁堀荘の賀茂別雷神社領としての初見は、貞治二年（一三六三）とされてきた<sup>1</sup>。寿永三年（一一八四）の源頼朝下文の賀茂社領四二か所には仁堀荘は含まれないが、応永五年（一三九八）の足利義満御判御教書<sup>3</sup>では賀茂社領五五か所の一つとして安堵されている。仁堀荘が賀茂社領として立荘されたのはこの間であるが、賀茂社の記録によれば、「仁堀ノコト初見、文永六年十月三日若宮ノ渡殿ヲ仁堀庄ノ神宮ノ社ノ□□ニヨリ周防船ノ下ルニ積テ下サル、旧記ニ見ユ<sup>4</sup>」とあり、文永六年（一二六九）までに社領となっていたと思われる（図2）。

賀茂社領荘園の領主支配については、江戸時代の記録に「諸庄、モトハ社職ニ付テ持分ケタルヲ、後ニハ家々ニ持チ分ケ、足利ノ中世ヨリハスヘテ家々ニ持伝ヘ知行セシト見エタリ<sup>5</sup>」とある。これは、賀茂社領荘園の支配権が社務（神主）から社司家に移ったことを意味している。須

磨千頼は領主権の移動について、美作国倭文荘などを対象に以下のようにまとめている<sup>6</sup>。十五世紀中頃までは社務が荘園の一元知行権を持っていたが、十五世紀後半になると氏人物中が諸荘支配権を獲得し、社務は公用銭の一部の取得権をもつのみになった。また、戦国大名や国人の代官請の時には氏人物中は使者を荘園へ派遣して公用銭を確保しようとする。倭文荘ではこの公用銭の一割五分が社務の取り分となった。その後の倭文荘の具体的展開は不明であるが、他のいくつかの賀茂社領では実質的な支配権を特定の社司家を持ったことが知られている。ここで取り上げる備前国仁堀荘もその一つで、松下家が領家となった。

戦国時代の仁堀荘については以下のことがわかっている。天文十八年（一五四九）にも御神楽料五貫文を松下茂久が供出し、仁堀荘は御神楽料所の役割を果たしていた。その後、富裕な氏人である山本氏右（孫六）・式部大輔保衆（源二郎）が御神楽料の立て替えを行い、松下領の出雲国福田荘、備前国仁堀荘、播磨国室・河内荘、伊勢国平野庄がこれらの支配下に入ることもあった。しかし、社司家松下氏は借錢の返済をし、在地の神主と領家を兼ねて、仁堀荘の経営を江戸時代にも継続していった<sup>7</sup>。



図 1a 現在の赤磐市仁堀西地区の写真。鴨神社の東下の道路から宮内前・曾根田・轟など田地を見る。2024年6月2日筆者撮影。

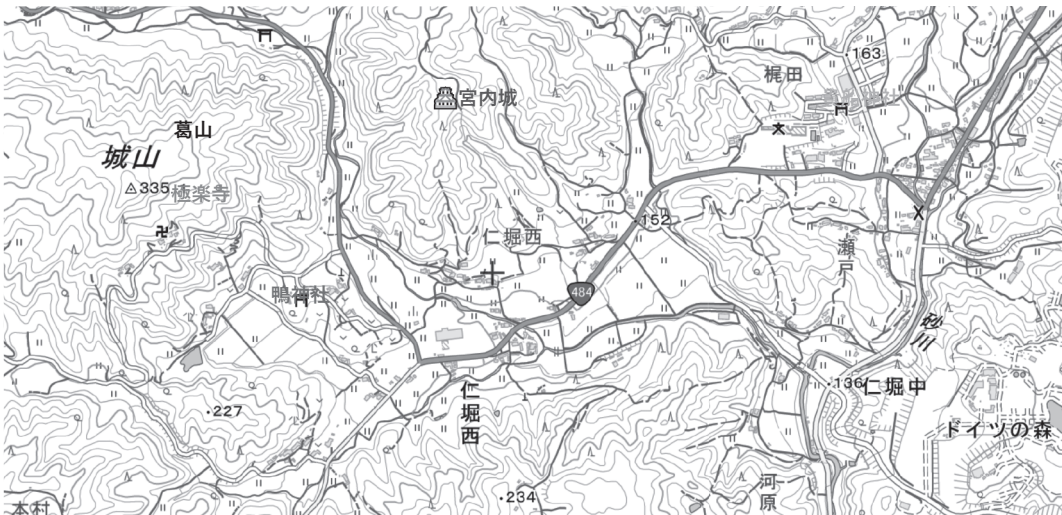


図 1b 赤磐市仁堀西地区の国土地理院の二万五千分の一の地図

(47) 江戸時代末までの賀茂別雷神社領備前国仁堀荘(辰田)

図2 賀茂別雷神社文書ⅣA—1—13『諸国賀茂社領（付下鴨）諸賀茂社・諸家役系図』の赤坂郡神樂料仁堀庄と賀茂社

神樂料  
仁堀庄  
賀茂社

松下家西池家高五拾石領之  
應永五年二月下し文  
永正八年十月廿三日松下教久ヨリ同種久、譲  
り状仁保庄之内ニテ五母夏文 別記

仁堀庄ヨリ松下家神主ト云  
仁堀ノリカス  
○文永六年十月廿三日若宮ノ渡又殿ラ仁堀  
ノ庄ノ神宮ノ社ノヨリ周防船ノ下ル  
ニ積テ下サル、旧記ニ又エコシ此庄ニ賀茂  
社ヲ建タん故ト又云

永祿三年四月十三日仁堀如前々於到來去行にて没申云、  
松下通久志尊久、状氏人衆中 別記

一 太閤検地前後の賀茂社所領

戦国期の上賀茂社領は戦国大名や国人の年貢の請負により命脈を保ったものもあったが、多くの荘園は氏人惣中の努力もむなく年貢の収取が不可能になった。賀茂社は秀吉政権を頼り荘園安堵の証文を得たものの、その時すでに荘園の実を失っており、太閤検地前後にほとんどの荘園は消滅していた。山城国上賀茂では天正十三年（一五八五）と十七年に検地が実施され、社領は二五七二石余りとなり、上賀茂六郷の所領も半分以上減少した<sup>9)</sup>。

戦国期には多くの社領は松下家などの社司家が領家となつて年貢の収取を確保していたので、秀吉は有力な公家と同様な扱いで朱印地を与えてその収入を保証した。『賀茂編年卷中』（賀茂別雷神社文書ⅣA—1—19）には、元祿四年（一六九一）の「社中日記」<sup>10)</sup>からの要録として太閤検地の際の賀茂社領について、以下のような記録がある。

- 松下家、美濃脛長庄・出雲福田庄・丹波私市庄知行零落、<sup>元久</sup>
- 秀吉公時、丹波・城州ニテ都合四拾壹石被<sup>レ</sup>下  
城州西賀茂拾六石、<sup>（此外松下家へ仁堀庄百五十石</sup>  
丹州観音寺村二十五石、<sup>ヲ領ス、</sup>
- 森家、伊与菊万庄・若狭宮川庄・丹波由良庄知行同前、<sup>尊久</sup>
- 丹州ニテ廿五石被<sup>レ</sup>下、<sup>重邦</sup>
- 林家、播磨林田庄、和泉深日庄・箱作庄、山城奈嶋郷等
- 知行同、丹波ニテ二拾石被<sup>レ</sup>下、
- 按コノ外岡本家、西賀茂ニテ百拾壹石八斗余、秀吉公御  
朱印アリ、中大路・岡本両家、丹波新庄所領、秀吉時

天正十三年替地河上郷ニテ三拾八石御朱印被<sup>下</sup>、マタ鳥居大路家、播磨室津高三拾石所領也、

按コノ時、神領凡十二ヶ所アリト見エ岡本家知行、元来ハ神領之外ナルベシ、

(行注) 此外加賀金津・能登ノ土田二庄、此時ヨリ見ヘス、合十四ヶ所也、

(頭注) 按是ヨリ後ニハ諸国ノ神領見ヘズ、播磨ニ三拾石、備前ニ二百五拾石、此外丹波ノ七拾石ハ替地也、旧領ニハアラス、都合式百五拾石也、此外ハ皆山城之内也、

大意は以下の通りである。社司家松下家(検地当時の当主は元久)は美濃国脛長荘・出雲国福田荘・丹波国私市荘を領家として支配していたものの、「知行零落」により、秀吉が丹波国観音寺村の二五石と山城国西賀茂の一六石の都合四一石を朱印地として与えた。割注にはこれ以外に仁堀荘一五〇石の所領があると記している、仁堀荘は朱印地ではなく神領(賀茂社領)のままである。森家の神領は伊予国菊万荘・若狭国宮川荘・丹波国由良荘であったが同様に没落し、丹波に朱印地二五石が下された。林家は播磨国林田荘、和泉国深日荘・箱作荘、山城奈嶋郷などの没落で丹波に二〇石が下された。このほかに神主保高を祖とする岡本家は西賀茂に一一一石八斗余りの秀吉が下賜した朱印地があり、中大路と岡本の両家は丹波国新庄の所領の替地として天正十三年に河上郷の三八石が朱印地として下賜された。また鳥居大路家には播磨国室津に三〇石の所領がある。賀茂社領で社司家が領家の荘園は一二か所、岡本家の支配地は本来の賀茂社領ではない。この一二か所の荘園以外に加賀国金津荘と能登国土田荘の二荘があるが検地の段階ですでに消滅しており、戦国期の賀茂社領は合計一四か所である。これらの諸国の神領は太閤検地以後には消滅し、神領は播磨国に三〇石、備前国に一五〇石が残るだけで、丹波国の七〇石は替地であり旧領(神領)ではないが、合

計すると山城国外で賀茂社の支配する所領は二五〇石で、このほかの賀茂社支配地は山城国内にある。

この『賀茂編年』の記事は『賀茂注進記』の「別朱印之輩」の内容と一致し、朱印地宛行の信憑性は文禄四年(一五九五)十月二日付の朱印地宛行状群により担保される。例えば、松下元久への朱印地宛行状は以下のようなものである。「為丹州湖摩畑村・同熊崎村替地、同国舟井郡観音寺之内式拾五石之事、遣之畢、全可領知候也、文禄四年十月二日(朱印)賀茂松下」。

『賀茂編年』の記事によれば、旧来からの社領荘園がそのまま残ったものに備前国仁堀荘と播磨国室津荘があるので、先ず賀茂社の室津荘の支配を見てみよう。慶長二年(一五九七)の室津の賀茂神社撰社片岡社棟札などに、「領家(鳥居大路)詮平」と記されている。このことから、播磨国の太閤検地は天正十六年に実施されたものの、検地以後も室津荘を鳥居大路詮平が領家として支配していたことがわかる。しかし、『賀茂注進記』の「別朱印之輩」には「高參拾石播州室津<sup>在</sup>之、大猷院様御朱印拝領 鳥居大路大膳大夫」とあり、徳川家光の時に室津は朱印地となり、鳥居大路家は三〇石の年貢米が与えられた。なお、在地の賀茂神社の祭祀権(神主)はそのまま鳥居大路家が継承したので、鳥居大路誠平や佐平はたびたび室津に下向している。次に、この室津荘とは別の道を歩む備前国仁堀荘について詳しく検討する。

## 二 江戸時代前・中期の備前国仁堀荘

中世の仁堀荘に相当する江戸時代の地域は、備前国赤坂郡仁堀西村の内部にある。そして、江戸時代でもこの地域は仁堀荘と呼ばれることもあるので、江戸時代の在地呼称も仁堀荘とする。

(一) 岡山大学所蔵池田家文庫「社寺旧記」に見える仁堀荘

太閤検地を経て宇喜多氏・小早川氏・池田氏と備前国の大名が変転する過程で、備前国赤坂郡仁堀荘の支配がどのように移り変わったのか、その詳細はわからない。しかし、「社寺日記」(岡山大学所蔵池田家文庫)の元禄十年条に記された備前国赤坂郡仁堀西村名主覚書がある<sup>(16)</sup>。

赤坂郡仁堀西村之内加茂神領之義、浮田中納言様御代分地高百五拾石松下兵部大輔様御被取来<sup>(宇喜多秀家)</sup>之処ニ、御入国之時分西池左兵衛様御下り加茂領百五拾石分御取来之由、被仰上御礼迄相済申後、松下兵部大輔様御下り被成御断、被仰上御代々御証文御出し御評判之上ニ直高ニ被仰付式百四石八斗六升三合、西池左兵衛様へ五拾四石八斗六升三合、松下民部大輔様へ百五拾石被為下候と承伝申候、其節ノ義、慥ニ覚居申候処、無御座候、以上

元禄十年丑十一月四日 赤坂郡仁堀西村ノ名主 権亮

旧西池領名主 権兵衛

直高百五拾石

一 地高百九石八斗式升九合

松下<sup>(矩久)</sup>兵部大輔様御取

同五拾四石八斗六升三合

一 地高四拾石壹斗七升壹合

西池<sup>(長氏)</sup>左兵衛様御取

合 直高貳百四石八斗六升三合

地高百五拾石

右之通分り年々御年貢仰上来申候、

これは、仁堀西村の名主が「赤坂郡仁堀西村之内加茂神領」の支配の展開についての経緯を語っている史料である。宇喜多秀家が備前岡山城主の時(関ヶ原の合戦以前で太閤検地後)、松下民部大輔<sup>(17)</sup>が地高一五〇石を支配していたが、池田利隆が慶長八年に備前入国の時、西池左兵衛氏昭<sup>(18)</sup>が下向して「加茂領百五拾石」を得た。しかし、松下兵部大輔矩久が下向して「御代々御証文」を提出して松下家に支配の権利がある

ことを主張したので、一五〇石を直高二〇四石八斗六升三合として、松下矩久に一五〇石、西池左兵衛氏昭に五四石八斗六升三合としたことがわかる。つまり、賀茂社領である仁堀荘の領家は一時西池氏となったが、松下氏が大名池田氏に訴えて約四分の三の支配権を獲得した。その後、仁堀荘は享保六年(一七二一)までは松下家と西池家の支配が継続した。

(二)『松下矩久日記』に見える仁堀荘

(一)の史料では江戸時代の仁堀荘の具体的支配関係を知ることができないが、『松下矩久日記』(國學院大学図書館所蔵座田家旧蔵文書七〇七、万治二年(一六五九)〜寛文四年(一六六四))や『神主松下矩久日記』(賀茂別雷神社文書Ⅲ第三〇函一五)一〇、寛文六年〜貞享二年(一六八五)二月十日)があり、社司家松下氏の仁堀荘に関する動向を知ることが出来る。以下に仁堀荘に関わる主な記事を示す。なお、当時、松下兵部大輔矩久<sup>(19)</sup>は神主で、民部大輔順久<sup>(20)</sup>(天和三年(一六八三)に神主)はその息である。

○万治二年(一六五九)

①同年三月十三日、伏見へ新太郎殿備前分御着、直<sup>(一条教輔)</sup>一条様同出候間、目見いたさず帰也、十五日まで逗留<sup>(池田光政)</sup>ニ而十六日ニ一条様分江戸へ御下候、十六日之七ツ時分ニしか谷道とめ<sup>(池田恒元)</sup>い口ノ辻ニ目見いたさず、巻数あけず、

※一条教輔の室は池田光政の娘通姫(輝子)ニ徳川家光養女

②同年五月廿五日、江戸より備前国伊予殿伏見へ上着、目見、持参巻数、

③万治二年十月十四日、備前知行納<sup>(池田恒元)</sup>ニ御霊図師仁兵衛差下入、二藏遣候、

④万治二年十月十六日ニ江戸分新太郎殿弟備後守殿御上り、大津大坂屋<sup>(池田恒元)</sup>ニ御泊り目見ニ巻数持参也、

○万治三年（一六六〇）

⑤同年三月八日ニ備前国伊予守殿、出船同月十一日ニ伏見へ上着、目見ニ参、卷数一箱持参也、

⑥卯月廿六日ニ備前伊予守殿祝着ニ江戸へ飛脚遣候、少将殿へ卷数・祓箱以上二ツ、のし二把・扇子五本、入■一本ニ付一五也、台二たくり伊予守殿へも信物同前、備前少将殿衆池田伊賀殿・小堀彦右衛門殿・（池田綱政）草加兵部、状遣候、伊予守殿衆水野宇右衛門殿・上坂外記殿へ状遣候也、

⑦備前新太郎殿、江戸より御のほり、六月二日直ニ一条様御着、伏見へまゐり候へとも、目見いたさず帰也、

⑧万治三年十月廿日、備前知行へ六左衛門・岩藏差下、

○万治四年（一六六一）ニ寛文元年

⑨寛文元年五月十二日ニ、池田備後守殿、江戸より御上り大津泊り、矩久、卷数持参也、

⑩同年壬八月十三日ニ備前より江戸へ新太郎殿御下向、伏見にて目見申候、卷数持参、信物無之也、

⑪寛文元年丑ノ十月十日、備前仁堀知行所へ、六左衛門・岩藏差下、備前新太郎殿子息伊予守殿、信物なく、五卷数・祓箱・のし二わ、老中へも力皮ニ掛宛遣候、

⑫同年十月十三日ニ、伊予守殿、江戸より備前へ大津御泊ニ而、一条様へ直ニ御着、同日ニ伏見へ参、卷数持参、卷者、南部与八郎、帳付候て帰也、

⑬同年十一月廿二日ニ、備前知行代官六左衛門・岩藏、朝食時分ニのほり申候、

○寛文二年（一六六二）

⑭同年七月十四日ニ、新太郎殿、江戸へ上着、一条様へ御立寄、十四日

ニ伏見へ目見ニ参候へ共、帰る也、十五日ニ伏見へ可参之由、天野や佐兵衛方へ申出候へハ、田中九兵衛殿へ十四日ニ伏見へ我等参候由、可申聞候間、無用之由、申来也、其上十五日八ツ時分ニ一条様御立候てすぐに船ニ御めし之由、申来候故、不参候、

⑮同年十月廿二日ニ、備前知行仁堀庄へ代官人六左衛門・岩藏差下申候、（備前新太郎殿家中）柏尾猪兵衛・横井二郎左衛門・高橋文右衛門・堀江次左衛門、状計遣候、

⑯寛文二年十一月十二日ニ、備前新太郎殿へ、兵部矩久・民部須久見廻（のち順久）ニ下ル也、須久初而新太郎殿へ召連下ル、目見いたせ候、太刀・折紙・馬代銀子老枚也、十七日備前船五たん、舟主わたや内船人五兵衛、かこ作左・同仁兵衛十三才、十七日より廿一日まで大坂ニ逗留、

西風吹故也、廿一日之月出テ舟いたす也、廿二日夜月五ツ時分ニ兵庫舟出ス、廿四日大（淡河）ごにかゝる、廿五日ニ西風吹、室津へもとす、廿七日暮方空津西風吹、廿八日より室津よりくが、室津よりかたか（片上）ま

て十一里、かたかミとまり、かたかミ岡山まで六里十八町也、廿九日ニ岡山へ未刻ニ下着、霜月大なり、十二月朔日ニ、新太郎殿へ目見いたす、矩久・須久兩人也、廿八日分十二月四日まで逗留いたす、四日午刻ニ川口へ舟こける、七日ニ川口出ス、申上刻、八日戌刻ニ兵庫ニ

かゝる、九日之辰ノ上刻ニ兵庫舟出ス也、大坂へ申刻ニ着也、十日辰之上刻ニ舟出ス、のほるなり、十日大つかにかゝる、十一日大つか分

卯上刻ニ舟出シ淀へ午刻ニ着、淀へあがり四十四俵之米、一駄ニ付三匁五分宛也、のりかけ一疋一駄に一疋、以上十七疋のりかけ、民部我

等かご、十一日之申刻、賀茂へ着也、やとい申候人、六左衛門・勘左衛門（蔵）・角兵衛三人、岩藏以上四人、勘左衛門、五斗にてやとい申候、角兵衛、日ニ一匁ツ、にてやとい申候、六左衛門、米老石にてや

とい申候、

○寛文三年（一六六三）

⑰寛文三年三月十三日ニ備前新太郎殿、備前今伏見へ上着、目見ニ巻数共相持參、矩久參候也、

⑱寛文三年十月廿二日ニ、備前知行代官六左衛門・下人岩藏門出いたす、同廿三日ニ備前下シ申也、六左衛門きう、ぶん四拾三匁、十月廿三日渡ス也、路米四斗路銀十匁遣候也、

○寛文四年（一六六四）

⑲正月廿三日、備前知行百姓与三左衛門下り候也、寛文三年之未進分ハ、ふく女三年之きうぶんに指訳、残る式斗あまりハ与三左衛門ニ遣候、

⑳十月六日ニ、備前へ代官吉右衛門ニ差下シ候、大坂まで三四郎おくらせ、備前船ニのせ候て船人ニつませ、有さきや与兵衛所へ此吉右衛門をおくり届候て、くれやう申候、申候て三四郎ニ婦申候、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付一也、七日ニ三四郎大坂上ル也、

㉑晴辰ノ十二月十一日ニ、備前仁堀知行代官京けい（継孝院）かうるん町吉右衛門差下シ、のほり申候、米ハ取寄不<sub>レ</sub>申、岡山にて売払、銀子にてのほり申候、知行所之者と与三左衛門つきてのほり候、下りニハ吉右衛門計下シ候、与三左衛門女房ねい女のほり候、

○寛文七年（一六六七）

㉒未六月廿七日、備前仁堀之庄や新右衛門・同妹むこ六右衛門・与三左衛門上ル也、則新右衛門ニ仁堀知行所賀茂社手代下付也、状ヲいたさせ風折烏帽子・白張免申候、七月二日ニ祝詞・祓・同次第相伝申候也、名を松本大膳権亮ト付申候也、七月四日備前へ当所より発足也、権亮・六右衛門・与三左衛門、残二百文宛、鼻紙・手拭壹ツ宛、与三左衛門ニハ手拭ふひかね共古帷子遣候也、（図3）  
これらの記事から仁堀荘支配について以下のことがわかる。

（ア）岡山藩主池田光政が参勤交代の際、京都の一条教輔（室は池田光

政の娘輝子ニ徳川家光養女）の邸宅に立ち寄るので、松下矩久は挨拶をするため、伏見で待ち受けている（①・⑦・⑩・⑭）。池田光政の嫡男綱政、弟恒元が上洛する際も同様で巻数などの進物をしている（②・⑫・④・⑩）。なお、岡山藩池田家の京都屋敷は猪熊通中立売上ルにあり、京都留守居役が常駐している。また伏見にも藩屋敷があり、伏見在番が常駐している。一条政所（輝子の邸宅）は現在の大聖寺のすぐ南付近にある。<sup>19</sup>備前池田光政家中の役人とも頻繁に連絡をとっていると思われる（⑥・⑪・⑮）。

（イ）寛文元年、備前仁堀荘へ知行代官六左衛門と下人岩藏が十月十日に下向し、十一月二十二日に京着している（⑪・⑬）。仁堀荘での所務は約一か月である。後述するが、年貢の免状は十月下旬に発給され、年貢の納入期限が十一月中頃になっているので、日記の記述と合致する。

（ウ）松下矩久・須久（後に順久と改名）が寛文二年十一月二十八日から十二月四日まで「見廻」のため岡山に逗留し、池田光政に「目見」を果たし、上洛時に年貢米を伴っている（⑬）。

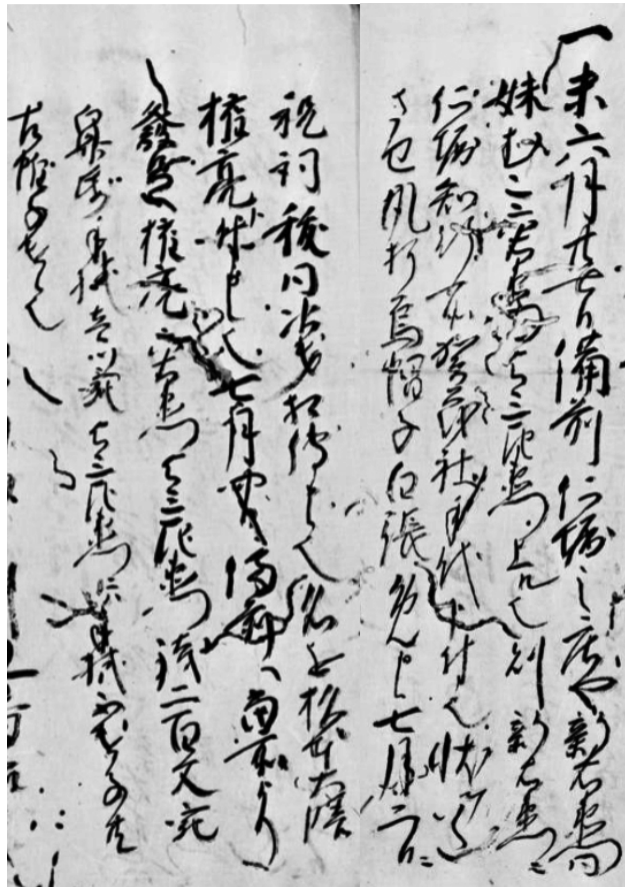
（エ）寛文四年十二月には年貢米を岡山で売却し、銀子を京都へ持ち帰っている（⑳）。

（オ）寛文七年には仁堀の庄屋新右衛門らが上洛し、新右衛門は手代下に任命され、杉本大膳権亮と改名し、仁堀の賀茂神社の神主として特権を付与された（㉒）。

また、『池田光政日記』<sup>20</sup>寛永十九年（一六四二）九月三日条にも「松下領」についての記載がある。

西池左兵（氏徳）へ遣米、支配帳にて被<sub>レ</sub>下候様ニと申旨出羽申候、河内申候ハ、松下領にてへき被<sub>レ</sub>遣候条、其分ニ被<sub>レ</sub>成可<sub>レ</sub>然候、御国替なと候共、御支配帳ニのり候て先々へつきまわり可<sub>レ</sub>申と申候、出羽も

図3 賀茂別雷神社文書Ⅲ第三〇函―五『神主松下矩久日記』寛文七年六月二十七日条



尤と申候事、

西池領と同様に松下領にも「御支配帳」による領知を認めれば、もし幕府による「国替」(転封)があつたとしてもその支配が継続できるであろうと、藩主池田光政もその独自の支配を認めている<sup>(21)</sup>。

以上を小括すると、藩主池田光政の保護は受けていたものの、賀茂社領の支配は社司家が直接行っており、宗教的にも経済的にも岡山藩からは独立していたので、莊園のしくみが江戸時代にも継続していたと言える。

(三)在地の賀茂神社の祭祀権―赤磐市(旧赤坂郡)仁堀西地区の鴨神社にある白木机の銘文―

仁堀西にある鴨神社の「白木机」の銘文は『改修赤磐郡誌』(一九四〇年)に掲載されていたが、「白木机」の所在は長く不明であった。仁堀荘の現地調査を二〇二三年二月に行った際、鴨神社の拜殿でその所在を確認し、地元の方々の手で修理された後、写真撮影を行った。銘文は以下の通りである<sup>(22)</sup>。

備前赤坂郡仁堀西村之内、宮内賀茂神社及「大破」之間、令「造営」畢、弥奉「祈」一天安全国家豊饒「者也」、  
寛文五乙巳年十一月 日造営、賀茂領主 松下兵部大輔

同六丙午年十一月二十四日遷宮、前神主 従四位賀茂矩久

この大意は以下の通りである。備前国赤坂郡仁堀西村の宮内に所在する「賀茂神社」が「大破」したので造営した。国家の安全と繁栄を祈るものである。寛文五年十一月

日に「賀茂領主 松下兵部大輔」により造営され、寛文六年十一月二十四日に「前神主 従四位賀茂矩久」により遷宮された。

松下兵部大輔矩久は、『賀茂祢宜神主系図』（賀茂県主同族会所蔵）によれば寛文五年十二月二十三日辞神主とあり、「前神主 従四位賀茂矩久」の表記はこれに合致するので、「白木机」銘文の信憑性は高い。「領主」松下矩久は宮内みやうちにあった鴨神社を現在の所在地である馬場の地に遷宮した。仁堀荘「領主」松下家が在地の神社の造営主であり、祭祀権も掌握していた。

#### 四 五家騒動と仁堀荘の没収

賀茂社の社司家と氏人との抗争を背景に、享保三年に「五家騒動」が起り松下家当主の常久は閉門・解職・追放となり、享保六年に仁堀荘の土地支配権も祭祀権も岡山藩取り上げとなった。この経緯を『賀茂編年』と池田家文庫「社寺旧記」の双方の史料により確認しておく。

『賀茂編年 巻下』の享保三年正月二十九日条に「五家騒動 衣袍着用社司氏人確執之事（朱書）」という記事がある。松下常久の息輝久が九歳で叙爵・元服し衣冠を着用して参社したことを氏人が咎めて、伝奏に書状で訴えたことが事件の発端である。元禄十年に非職の氏人山本尚直が叙爵後衣冠を着用して神拝したところ、七家（鳥居大路・松下・森・林・岡本・梅辻・富野）の社司が社職に就いていないものが着袍する先例はないことを伝奏と武家奉行所に言上し、非職のものが着袍してはならないとの命令がでた。ところが、松下はその命令に背き、鳥居大路・松下・森・梅辻・富野の社司家五家が「申し合わせ我俣に衣冠を着用」したので、氏人が反発した。享保三年四月二日に氏人は「向後非職之氏人何レモ一同着袍御赦免被成下」候様ニ奉願事ニ御座候」と主張したので、十二月十三日に武家伝奏の館で「御官裁」が下った。

一、五官闕職之時、自七家社司、片岡社職可相勤也、片岡以下

社職闕之節者、於社中祢代官役来五人之内可相勤事、一、五官闕職之時、片岡・貴布祢々々等、自然於有故障所勞者、右代官役五人之内可相勤、先々神主并四官闕之時、氏人代官勤仕之例有之上者、雖五官之内、代官役之氏人可相勤事、

#### 着袍事

一、雖為七家社司嫡男・非職之輩者、叙爵元服之日着袍云々

これは、氏人の片岡社・貴布祢社の社職就任を認めるものであった。そこで、社司家五家はこれを受け入れなかったので、「勅定に違背」するとして以下のように「五家之輩閉門」が決定した。<sup>(25)</sup>

#### 五家之輩閉門之事

<sup>(享保五)</sup>

同年六月十二日、神主森連久、被解職并官位、正祢宜富野致久、被解官職、権祢宜松下常久、同断、権祝梅辻郡久、同断、

片岡祝鳥居大路佐平、被解職、貴布祢祝森倫久、被解職位、去ル享保四年十二月十三日代官役勤方并叙爵元服着袍等之儀、被仰出之処、御請不申上、依致違背勅定、今度上件之通被放

職位閉門被仰付者也、<sup>(補任録)</sup>

さらに、享保六年二月十五日に「五家之輩」は遠流・追放の刑となり、同年二月二十一日に五家相続人が決定した。

「社寺旧記」には、「松下民部御追放」という記事がある。まず賀茂社氏人の藤木下総守から「五家閉門」や松下民部大輔常久の追放などの情報(26)が岡山藩京都留守居稲川市右衛門に伝達され、稲川は即座に岡山藩寺社奉行門田市郎兵衛へ書状を送った。<sup>(28)</sup>

一筆啓上仕候、然者上加茂社家五家去年閉門被仰付候段申上候、昨日落着被仰付候由、兼而社家へ頼置候処、藤木下総守ヨリ今朝以手紙為知越候申候間、手紙進申候、御覽之上可被仰

上と奉<sub>レ</sub>存候、何茂不便成義共ニ御座候由、猶亦替所御座候ハ、  
可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、恐惶謹言、

二月十六日

稲川市右衛門

門田市郎兵衛様

この結果、享保六年に仁堀西村の松下領一五〇石は「御蔵納」となり、物成は新田方へ納入され、神職杉本権十郎は岡山藩神職頭の支配下となり、百姓の宗門改なども他村同様となった。<sup>(30)</sup> なお、西池領は従前の様に支配が継続した。<sup>(31)</sup>

#### (五) 松下領仁堀荘の復活

享保七年、「松下民部大輔伴北沢美濃」が松下領の復活を岡山藩京都留守居役に願い出るが実現できなかつた。<sup>(32)</sup> 次に享保八年に賀茂社の氏人富野備中守が公家の久我大納言や皇族の伏見宮の縁故を頼って願い出たがうまく運ばなかつた。<sup>(33)</sup> そして享保十四年に松下家を相続していた督久が松下領の復活を岡山藩の京都留守居役に願い出た。一方、同様に上賀茂社の氏人岡本織部や藤木下総守も競望した。<sup>(34)</sup> その結果、最終的には松下督久が領家を得て、松下領が復活した。この顛末は、「社寺旧記」一文三年（一七三八）条に詳しい。岡山藩寺社奉行広沢喜之介の書状の一部を以下に示す。<sup>(35)</sup>

京都上加茂 社家松下大膳大夫此度松下三位節之通り赤坂郡仁堀西村ニ御知行高百五拾石被<sub>レ</sub>下之 御祈禱被<sub>二</sub> 仰付<sub>一</sub>候旨、從<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>

御下知到来ニ付、右之段水野七郎左衛門今大膳大夫へ申渡候様ニ申遣し候、尤右不<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>内、先<sub>一</sub>条様諸大夫迄此度右所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub> 仰付者 思召候趣、演説仕候上申渡様ニも申遣し候、

右之趣承置可<sub>レ</sub>申候、

一、大膳大夫義此度右之通被<sub>二</sub> 仰付<sub>一</sub>ニ付、先年松下三位節之通り相心得、赤坂郡仁堀西村ニ有<sub>レ</sub>之賀茂神社破損修理等之義并同村之

居中称宜杉本権十郎義も大膳大夫支配仕り渡世迷惑不<sub>レ</sub>仕候様ニ扶助いたし遣可<sub>レ</sub>申候、右当所之義ハ此方様分御構不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub> 候候、

右之段者、喜之介今大膳大夫江可<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>之候、尤七郎左衛門今

御下知申渡相済之上、喜之介より之伝之書状、大膳大夫へ相達

候様ニ七郎左衛門方へ手合可<sub>二</sub>申合<sub>一</sub>候、

十一月十六日猪右衛門殿御宅にて豊後殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>、

松下督久の熱心な活動や、岡山池田家と姻戚関係のある関白一条兼香の口添えもあり、松下領と在地の賀茂神社の支配権が復活した。「賀茂称宜神主系図」の督久の注にも、以下のように記してある。

同年十一月廿五、備前国赤坂郡仁堀庄賀茂社領高百五十石、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>永

領旨、自<sub>二</sub>国主継政<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>渡<sub>一</sub>是、享保五年六月松下常久、被<sub>レ</sub>解<sub>二</sub>

官職、以後無<sub>レ</sub>領主<sub>一</sub>之処、督久依<sub>二</sub>相続<sub>一</sub>之由緒、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>也、<sup>(36)</sup>

かくして、元文三年に岡山藩主池田継政は松下督久に対し、仁堀西村内の一五〇石を由緒により「永領」支配することを認めたのであった。

#### 三 江戸時代中期以後の仁堀荘の支配と在地

岡山藩の記録では、文化年間（一八〇四〜一八一八）に記された「岡山藩領手鑑」の赤坂郡の仁堀西村（名水源吉・五人与頭藤蔵）内に「松下加賀守」「同村之内加茂領」として「直高百五拾石」、「家数拾九軒・人数五拾九人内男<sub>三</sub>拾三人・女<sub>三</sub>拾六人」、そして「右神領之内西池領」「直高五拾四石八斗六升三合 西池遠江介」、「家数三軒・人数拾五人内男<sub>三</sub>八人・女<sub>三</sub>七人」との記載がある。<sup>(37)</sup> 松下加賀守（威久）、西池遠江介（氏都）は、それぞれが藩から独立した領主である。さらに、明治元年（一八六八）の岡山藩全体免帳が残っているが、仁堀西村では「高四百四拾三石三斗三升」から「内 百九石八斗四升 加茂領 四拾石老斗六升 西池領」が差し引かれていて年貢の収取が別算用になっている。<sup>(38)</sup>

表 1 「加茂松下領」・「加茂西池領」・「仁堀西本村」免状

年号	西暦	松下領主名	下代名	定米(石)	西池領主	下代	定米(石)	郡奉行	定米(石)
寛政7年	1795	松下陸奥守	藤井五郎右衛門	33.685					
寛政8年	1796	松下陸奥守	藤井五郎右衛門	33.846					
寛政9年	1797	松下三位	西川一学	31.178	西池遠江介	池戸殿元之丞	12.452		
寛政10年	1798	松下三位	□□左近五郎	33.007	西池遠江介	池戸殿元之丞	13.434		
寛政11年	1799	松下三位	藤井左近五郎	32.12	西池遠江介	池戸殿元之丞	12.42		
文政12年	1829	松下撰津守	藤井又右衛門	47.071	西池越中守	奥田仙蔵	18.941		
文政13年	1830							大西嘉左衛門	132.665
天保2年	1831	松下撰津守	藤井又右衛門	45.721	西池越中守	奥田仙蔵	18.397	大西嘉左衛門	105.236
天保3年	1832	松下撰津守	藤井又右衛門	39.746	西池越中守	奥田仙蔵	16.835	福田甚左衛門	103.95
天保4年	1833	松下撰津守	藤井又右衛門	39.189	西池刑部	奥田仙蔵	17.146	福田甚左衛門	146.057
天保5年	1834	松下撰津守	藤井又右衛門	42.252	西池刑部	奥田仙蔵	17.028	福田甚左衛門	120.886
嘉永元年	1848							羽原次郎右衛門	127.987
嘉永2年	1849	松下撰津守	高橋大八	41.347	西池刑部	高橋亀五郎	16.225	羽原次郎右衛門	121.471
嘉永3年	1850	松下撰津守	高橋大八	41.347	西池刑部	高橋亀五郎	16.225	羽原次郎右衛門	125.815
嘉永4年	1851	松下撰津守	高橋大八	41.347	西池刑部	高橋亀五郎	16.225	羽原次郎右衛門	126.901
嘉永5年	1852	松下撰津守	高橋大八	41.347	西池刑部	高橋亀五郎	16.225	羽原次郎右衛門	122.82
嘉永6年	1853	松下三位	高橋大八	23.923	西池刑部	高橋勝次郎	8.95		
嘉永7年	1854	松下三位	高橋大八	41.347	西池刑部	高橋勝次郎	16.225		
慶応元年	1865	松下威丸	藤井又兵衛	42.932	西池志摩守	辻鼻善兵衛	16.959	長田八左衛門	123.797
慶応2年	1866	松下威丸	藤井又兵衛	42.932	西池志摩守	辻鼻善兵衛	16.959	長田八左衛門	122.785
慶応3年	1867	松下威丸	藤井又兵衛	42.932	西池志摩守	辻鼻善兵衛	16.959	長田八左衛門	123.002
明治元年	1868	松下文之進	藤井又兵衛	41.027	西池志摩守	辻鼻善兵衛	16.387		
明治2年	1869	□□従五位	藤井又介	32.389	西池従四位	辻鼻善兵衛	17.492	加納次作	100.13
明治3年	1870	松下従五位	藤井又介	??932					

『吉井町史』を編纂する際に調査された永広文江家文書には、多くの仁堀荘関係史料が含まれていたが、ほとんど資料編に掲載されることがなく、マイクロフィルムに保存されたのちに永広家に返却された。ところが、原本は行方不明となり、マイクロフィルムも溶着して読み取れない状態になってしまっている。赤磐市山陽郷土資料館に保管されている名寄帳と免状のコピーを頼りに江戸時代中期以後の仁堀荘の実態を確認しよう。

(一)加茂松下領田畑名寄帳・加茂西池領田畑名寄帳  
「加茂松下領田畑名寄帳」は、年末詳なるも文化二年以前に作成され、それ以後明治三年までの加筆がある。枕本但馬をはじめとして四〇人の耕作者ごとに、田畑の等級・面積・田畑の所在する地字・石高・免率・物成が明記され、定米高がそれぞれ記載されている。帳面の最後に、田五町四反四畝一四歩(石高八六石二斗四升)、畑二町六反六畝二三歩(二一石四斗七升六合)、合計八町一反三七歩(一〇七石七斗一升六合)とある。「加茂西池領田畑名寄帳」は、一人の耕作者ごとに松下領同様の様式で記載され、田二町二畝一〇歩(三三石一斗七升)、畑九反五畝一七歩(八石五斗三合)、合計二町九反七畝二七歩(四〇石六斗七升三合)である。<sup>39)</sup> 松下領・西池領とも特定の耕作者と土地を支配下に置き、明治三年まで独自に年貢徴収を行っていることがわかる。なお、別に不明な「名寄帳」のコピーがあり、今後の検討が必要である。<sup>40)</sup>

(二)仁堀西村内賀茂松下領免状・西池領免状・仁堀本村免状

寛政七年(一七九五)から明治三年にかけて四五点確認できる(表1)。<sup>(41)</sup>仁堀西村内にある松下領・西池領とも、松下・西池の下代が十月に下向して、名主・五人組頭・惣百姓中に宛てた免状を毎年それぞれ作成している。松下領・西池領の免状が藩領の仁堀西本村とは別仕立てで作成されていることに注目すべきである。<sup>(42)</sup>松下領の場合、田畑高一四石三斗一升の物成は五四石七升四合であるが、「年々砂入」「荒物成」「改当荒田」「貧者加損米」「毛見下」を差し引き、「夫米」「口米」を加えて定米を決定し、十一月中に上納するように命じている。例えば、寛政十一年の場合は、松下三位息久の下代藤井左近五郎正之が下向し、定米は三二石一斗二升に決定された。天保二年(一八三一)には、仁堀西本村(郡奉行大西嘉左衛門)・松下領(領主松下撰津守径久)・西池領(領主西池越中守氏延)の三種類の免状が残り、それぞれ定米は、一〇八石余、四五石余、一八石余で、それぞれが独自に年貢を徴収していた。表1の如く、松下領免状は寛政七年から明治三年の間に二二年分、西池領免状は寛政九年から明治二年の間に一九年分が残っている。そこで、『賀茂祢宜神主系図』を参照して松下氏・西池氏の系図を示し、免状に登場する人物を太字とした(〃は養子)。

松下督久(大膳大夫)―朋久(民部少輔)―博久(丹波守)―息久(陸奥守)―三位―是久(陸奥守)<sup>(43)</sup>―威久(加賀守)―径久(撰津守) 〃命久―治久<sup>(44)</sup>

西池氏昭(左兵衛尉)―氏見(左兵衛)―氏徳(左兵衛) 〃長氏(左兵衛大尉) 〃寛氏(新吉・若狭守)―氏都(遠江介)―氏延(筑前介)―越中守)―氏詮(弾正・刑部)<sup>(45)</sup>―氏生(志摩守)―氏治

松下・西池とも領家を代々継承し、松下領・西池領の支配を明治三年まで継続している。

おわりに

幕藩領主から独立して賀茂社の領主が直接農民を支配し年貢を收取する権利を持つ所領を「莊園」と呼称できるなら、太閤検地以後も賀茂別雷神社の所領として備前国仁堀荘と播磨国室津荘が存続したことになる。室津荘は徳川家光の時に朱印地となったが、仁堀荘は賀茂社の支配が継続した。松下領は、「五家騒動」のため享保六年に岡山藩に没収されたが朱印地とはならず、元文三年に所領や在地の賀茂神社の祭祀権が回復して、明治三年まで「莊園」として継続したことが年貢の免状などで確認できる。

領家松下氏の仁堀荘が存続できたのは、御神楽料であったことを背景としている。戦国時代に一時御神楽が中絶し、江戸時代の延宝年間には「近代断絶」<sup>(47)</sup>とあるものの、享保年間以後は毎年十一月には「天下安全御祈禱」のために御神楽が行われていた。<sup>(48)</sup>岡山藩主池田継政が松下領の再興を許したのも「祈禱」料所としたからであった。<sup>(49)</sup>しかし、明治四年(一八七二)一月に明治政府が寺社領を没収する上知令を布告したことで、仁堀荘も終焉した。<sup>(50)</sup>

注

(1) 「賀茂社々々 同種久申仁堀庄事、仰不分明」(貞治二年二月十六日、広橋仲光奏事目録、「広橋家記録」)。「吉井町史第二巻史料編上」古代・中世編の三〇、「愛知県史 資料編九 中世二」の八。

(2) 賀茂別雷神社文書I A四―一、寿永三年四月二十四日、源頼朝下文(史料纂集『賀茂別雷神社文書』第一の二〇号文書、『大日本史料』七編三冊二二―一頁)。

(3) 応永五年二月日、足利義満袖判御教書写(Ⅲ第二箱一九、「元禄四年日次記」の三月十三日条所載)。この文書の詳細については別稿に譲

る。なお、この五五か所の莊園は賀茂別雷神社文書ⅣA―1「当社有識記」やⅣA―15四「賀茂注進雜記 上」に記されているものとはほぼ同様である。

- (4) 賀茂別雷神社文書ⅣA―1三「諸国賀茂社領(付下鴨)諸賀茂社・諸家役系図」の「諸国神領并神社考」のうち「備前国」「赤坂郡」「神楽科仁堀庄・賀茂社」の項目(図2参照)。ⅣA―1九「賀茂編年 卷中」の文永六年の頭注に同文の記載がある。

- (5) 前注史料「諸国賀茂社領(付下鴨)諸賀茂社・諸家役系図」の緒言。

- (6) 須磨千頼「莊園の在地構造と経営」(吉川弘文館、二〇〇五年)。

- (7) 拙稿「賀茂別雷神社御神楽料と備前仁堀莊」(『日本歴史』八九八号、二〇二三年)。「吉井町史第一卷」(一九九五年)第七章第二節5京都賀茂社領。

- (8) 賀茂別雷神社文書ⅣA―2三―六天正十一年二十二日、羽柴秀吉判物など。

- (9) ⅣA―1五五・ⅣA―1六一「賀茂注進雜記 下」(延宝八年三月二十二日写・明治二十六年六月写)では、「天正十七年 秀吉公御代御検地以來当社御神領山林境内竹木諸役免除之御朱印地被 成下 総高貳千五百七拾貳石余、此内千六百四十五斗余本郷ニ有之、(中略) 西賀茂河上郷在之、都合貳千五百七拾貳石也、天正御検地之時、境内六郷過半減省訖、(後略)」とあり、上賀茂六郷は本郷一六〇四石五斗・小山郷五六一石四斗・中村郷三七二石四斗・西賀茂河上郷三四石六斗で合計二五七二石である。

- (10) 賀茂別雷神社文書Ⅲ第二箱一九「元禄四年日次記」三月二十四日条。

- (11) 岡本宮内少輔は上賀茂之内西賀茂の一―一石八斗余、松下民部大輔は西賀茂の一六石と丹州船井郡観音寺村の一五石、林主馬首は丹州青戸村并土埴村の二〇石、森右京権大夫は丹州土埴村一五石、鳥居大路大膳大夫は播州室津の三〇石(大猷院様御朱印拜領)、岡本下野・中大路甚介は西賀茂河上郷の三八石。合計二六五石八斗余。なお、ⅣA―2〇「賀茂編年 卷下」所載の元和二年(一六一六)八月十日「社司并供僧等ヨリ上ル訴状上賀茂社領之覚」によれば、松下元久の朱印地は城州西

賀茂村一六石(御神楽料)と丹州ハフ村二〇石(家領)、森尚久は丹州観音寺村二五石(競馬料)、林重邦は丹州観音寺村一〇石とあり、朱印地の石高は一致している。

- (12) 「豊臣秀吉文書集」五二七六号〜五二九七号の二二通は同年同月日の公家・寺社への朱印状。

- (13) 「潮音堂書籍典籍目録」一三三、二〇一九年(『豊臣秀吉文書集』では五三八一号)。

- (14) 「御津町史第二卷」のうち町内の中世資料として、一四六 撰社片岡社棟札「重要文化財賀茂神社本殿他七棟保存修理工事報告書」(文化財建造物保存技術協会編、賀茂神社、一九八一年)がある。

(表) 領家詮平 代官佐京亮入道宗摺 播州揖西郡室津賀茂片岡大明神御造替筑前中納言秀穂卿山口玄番頭申沙汰之 作事奉行其阿上人 大工藤原家次 慶長式年(丁酉) 五月吉日

(裏) 本宮之脇東方之御社御内陣有之札 従三位職久 元禄十一歳次戊寅二月十九日従五位下孝平

- (15) 座田家旧蔵「神主松下矩久日記」万治二年(一六五九)一〇月条など。また、賀茂別雷神社文書Ⅲ第二箱一九「元禄四年日次記」三月十三日条に「於<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>今、播州室社・備前国仁堀庄賀茂社、自<sub>レ</sub>当社家支配仕来候、其外三河国賀茂社・若狭国賀茂社、当社家参候而相勤候」とある。
- (16) 池田家文庫「社寺旧記」巻四の和気郡・磐梨郡・赤坂郡・津高郡。この部分はマイクロフィルムTPA〇〇八のうちの三九七コマから始まり、四四〇・四四一コマ目に相当する。

- (17) 天文二十一年(一五五二)の松道家当主は茂久であった。賀茂県主同族会所蔵「賀茂祢宜神主系図」によれば、茂久↓元久↓以久↓矩久↓順久と続く。

- (18) 西池氏昭は「賀茂祢宜神主系図」によれば氏朝より貴布祢社御師職を継承している。なお、在地の仁堀中地区に貴船社が現存するが、それとの関係は不明である。

- (19) 図録「池田家文庫絵画展 京都と岡山藩」(岡山大学附属図書館・岡山シテイミュージアム、二〇一五年)。

(20) 藤井駿ら編著『池田光政日記』(山陽図書出版、一九六七年)。なお、引用部分は林原美術館の原本により読み方を直した。

(21) 岡山藩主池田光政が仁堀莊領主松下矩久に宛てた書状が「座田文書」(座田司氏所蔵京都大学寄託、史料編纂所所蔵影写本)にある。息の池田綱政が伊予守に任官した際の巻数受領の礼状で、承応三年(一六五三)のものとなる。

賀茂於「御神前」御祈禱之巻数目出度令「頂戴」候、再鬘斗餅給修然之至候、如「来意」伊予守任官我等大慶不「過」之候、猶期「後喜」候、恐々謹言、  
二月四日 備前少将光政(花押)  
松下兵部大輔殿

(22) 「白木机」銘文には後筆の文が続く。「奉」御修復 文化三丙寅年 三月二十二日、仮遷宮 同文化四丁卯年六月十八日 正遷宮 遷宮主、神主正四位下陸奥守賀茂是久。是久は松下息久の弟で、「賀茂称宜神主系図」では富野是久。

(23) 山本宗尚「賀茂称宜神主系図」に見える事件簿(二)「五家騒動」  
「みたらしのうたかた」一四、二〇一四年。

(24) 出典は「略保記」、「寄記」とある。

(25) 閉門に伴い五家の所領を没収するため、朱印地の確認がされている。

『賀茂編年巻下』享保五年五月十四日条に以下の様にある。  
依「伝奏令御尋」、十五日「社分被」書出「御朱印留別御朱印」、松下(山城国愛宕郡上賀茂之内拾六石、丹波国船井郡観音寺村之内二十五石、合四十一石)、森(丹波国船井郡土埴村之内二十五石、依「当家先判之例」、鳥居大路(播磨国揖西郡室津明神社領室津村之内三拾石并山林竹木諸役等ヲ免除也)、林(丹波国船井郡青戸村之内九石五斗、土埴村之内拾石五斗、合二十石)、岡本(西賀茂林之内五拾八石、上賀茂之内三拾六石余、出分拾七石八斗余、都合百拾壹石八斗余事)、中太路岡本(三拾八石、西賀茂川上郷、御社燈明料)、(或書)

松下の朱印地は、秀吉の時代に与えられたものと同様で、備前国仁堀莊はそれに含まれていない。

(26) 在任期間は享保三年(一七一八)十一月〜享保十五年(一七三〇)七

月で、後任は石川清介、享保十六年から水野七郎左衛門。

(27) 在任期間は宝永五年(一七〇八)閏一月〜享保十年(一七二五)七月で、後任は長谷川九郎大夫、享保十三年から広沢喜之介。

(28) 「社寺旧記」四三七コマ、享保六年二月十六日、稲川市右衛門書状。

(29) 「赤坂郡仁堀西村之内加茂領松下三位様御跡御追放ニ付百五拾石御藏納之旨、承知仕候」(「社寺旧記」四四二コマ、享保六年十一月十四日、宛所郡奉行富田甚之丞・大庄屋広戸村六郎右衛門書状)。

(30) 池田家文庫「社留」や「撮要録」享保八年六月二十五日の「覚え」。

(31) 享保十五年(西池左兵衛が病死したが養子の新吉が跡目相続をした「社寺旧記」五〇八コマ、享保十六年二月二日、宛所郡奉行香川亦左衛門・寺社奉行広沢喜之介書状。五〇九コマ、享保十七年七月二十八日、宛所寺社奉行広沢喜之介・西池新吉書状)。

(32) 「社寺旧記」四四五コマ、享保七年三月、上加茂前松下民部伴北山美濃願。なお、松下民部常久は流罪と同時に北沢左伸に改名した(四四二コマ、享保六年十二月)ので、伴も北沢を名のっている。

(33) 「社寺旧記」四五二コマ、享保八年七月十一日、宛所京都留守居稲川市右衛門・寺社奉行門田市郎兵衛書状など。

(34) 「社寺旧記」四七七コマ以降、享保十四年「わ一、松下領片付」。このような賀茂社の氏人の岡本や藤木の行動や前述の富野の願い出から仁堀莊の所有由緒は上賀茂神社にあり、松下家は「領家」として支配していたに過ぎないことがわかる。

(35) 「社寺旧記」元文三年「わ一、加茂松下大膳大夫、再御知行被」下候一件(五四九コマから五五八コマ)。文中の水野七郎左衛門は京都留守居役。なお、「池田家文庫」「社寺旧記」・「社方留」には仁堀莊関係資料が多く含まれているので、別の機会にその紹介をする。

(36) これは「賀茂編年 下巻」元文二年条の頭注に「ケイツ」を典拠として引用されている。

(37) 『吉井町史第二巻史料編上』近世編の三。

(38) 池田家文庫B二二二八、赤坂郡御免帳。

(39) 永広文江家文書のうちにあった「万手鏡覚帳」(明和七年(一七七

○「閏六月一日」によれば、仁堀西村本村は田畑畝数二五町一反五畝余・五三軒・一三七人、松下領は八町一反二畝余・一八軒・七〇人（男三八人・女三二人）、西池領は二町九反七畝余・四軒・一四人（男八人・女六人）で合計三六町二反四畝余・七五軒・二二一人である（『吉井町史第一巻』）。

(40) 西仁堀本村分の名寄帳と思われる。なお、仁堀西地域内の松下領と西池領の田畑分布概略図が『吉井町史第一巻』に掲載されている。

(41) 文政七年（一八二四）十二月の「賀茂松下領西池領御用向諸事留帳」（『吉井町史第一巻』掲載の写真）を見ると、松下加賀守（威久）の下代藤井又右衛門と西池越中守（氏延）の下代奥田仙蔵が年貢徴収に来たことを仁堀西村の名主が郡奉行大西嘉左衛門に届け出ている。

(42) 年代の判明している「御年貢算用帳」が三四点あったが、やはり松下領・西池領と藩領の仁堀西本村とは別仕立であった。明和六年（一七六九）十月のものから寛政元年（一七八九）十一月のものまで、都合二十年分があった（『吉井町史目録 永広文江家文書Ⅰ（近世） 昭和六十三年二月六日 吉井町史編纂室』）。

(43) 是久（陸奥守）は文化四年六月十八日正遷宮の遷宮主神主（仁堀西・鴨神社の白木机）で、『賀茂祢宜神主系図』では是久は明和六年（一七六九）に富野の養子となっている。

(44) 松下威丸が慶応元年から三年の免状に見える。慶応元年五月の棟札にも見える。氏人名は不明である。

(45) 刑部は『賀茂祢宜神主系図』の氏詮の注には漏れている。

(46) 『賀茂編年 巻中』に「文亀・永正ノ比ヨリ二季御神楽断絶了、（頭注）備前仁堀ハ神楽料也」とあるが、天文年間には御神楽は行われていた。

(47) IVA-154 『賀茂注進雑記 上』（神主岡本保可、延宝八年（一六八〇）三月二十八日）には、御神楽について「但仁堀庄領主必有出仕、近代断絶」とある。

(48) 賀茂別雷神社文書Ⅲ第五箱-15 『享保三年日次記』十一月二十五日条、Ⅲ第九箱-1 『元文三年日次記』十一月二十三日条。

(49) 注35。

(50) 明治四年正月五日太政官布告「社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外上地被仰出ニ土地ハ府藩県ニ管轄セシム」。

〔付記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究（中世）「賀茂別雷神社文書・社家文書の調査・研究」の成果の一部であり、二〇二四年三月十日、京都府立大学文学部で開催された研究報告会での口頭報告「江戸時代の備前仁堀荘」に基づくものである。

ここで利用した史料は、東京大学史料編纂所・賀茂別雷神社・岡山県立記録資料館・林原美術館・赤磐市山陽郷土資料館でそれぞれ調査・閲覧の許可を賜りました。記してお礼申し上げます。

〔補記〕二〇二四年十二月十六日、上賀茂神社で文書調査をした際に京都府文化財保護課の稲穂将士氏より「中世から近世へと連続する遠隔地寺社領の研究」についての情報を得たので、以下に紹介する。鍛代敏雄「戦国時代の石清水八幡宮領荘園―出雲国飯石郡須佐両郷について―」（『東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館年報』一四、二〇二三年六月）、安永寛「日本近世の（支配）と（身分）―東大寺周防国衙領を事例に―」（日本史研究会近世史部会二月部会報告、二〇二四年二月二十八日）。